

軽費老人ホーム ケアハウス オークパーク
「特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護」
重要事項説明書

当施設へ入所された方のうち、「(介護予防) 特定施設入居者生活介護」の利用契約を締結された方を対象として介護サービス等を提供しますが、その施設の概要、提供するサービスの内容、契約上の留意事項等を次のとおりご説明いたします。

(介護予防) 特定施設入居者生活介護の利用入所は、介護保険の要介護認定により、「要支援」又は「要介護」の認定を受けた方が対象となります。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 江原恵明会
所在地	津山市津山口 306番地
代表者氏名	江原 秀国
電話番号	(0868) 23-5355
設立年月日	昭和42年11月13日

2. ご利用施設

施設の種類	(介護予防) 特定施設入居者生活介護
施設の名称	ケアハウス オークパーク
所在地	津山市一方216-3
施設長名	米井 昌幸
電話番号	(0868) 23-0989
開設年月日	平成14年9月1日
入所定員	50人

3. 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

(介護予防) 特定施設入居者生活介護を受ける要介護(要支援)者等(以下「利用者」という。)が、(介護予防) 特定施設サービス計画に基づき、利用者が抱えている問題点や自立支援のための課題を把握し、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等を行うとともに、機能訓練、健康管理及び療養上の介助等により、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるように援助することを目的とする。

(2) 施設の運営方針

利用者にとって必要なサービスを利用者の希望を十分勘案して提供し、一日の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容等のお世話を適切に行い、日常生活の自立のための援助を心がけることを基本とする。又、個人のプライバシー保護に万全を期する。

4. 施設の概要

(1) 構造等

敷地面積		1, 240.47 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造り9階建
	延べ床面積	2, 523.94 m ²

(2) 主な設備等

当施設では、次のような居室・設備をご用意しております。

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（1人部屋）	46室	(洗面所、トイレ付) 21.77~29.37 m ²
個室（2人部屋）	2室	40.16 m ²
食 堂	1室	121.77 m ²
機能訓練室	1室	(教養娯楽室兼用) 77.52 m ²
一時介護室	1室	19.74 m ²
一般浴室	1室	36.40 m ²
特別浴室	1室	(特殊浴槽) 9.98 m ²

5. 職員の配置状況等

当施設では、利用者に対して介護サービス等を提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

職 種	人数	常 勤(人)		非常勤(人)		備 考
		専従	兼務	専従	兼務	
① 施設長	1名	1				
② 生活相談員	1名	1				
③ 計画作成担当者	1名		1			
④ 介護職員	6名 以上	6以上				
⑤ 看護職員	1名 以上	1以上		(1)		
⑥ 機能訓練指導員	1名		1			

⑦ 栄養士	1名	1			
-------	----	---	--	--	--

※介護職員は6名以上を配置しています

6. 主な職種の業務内容、勤務体制

職種	業務内容	勤務体制
① 生活相談員	利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。	常勤で勤務
② 計画作成担当者	利用者の自立支援の目的に沿った、(介護予防) 特定施設サービス計画を策定します。	常勤で勤務
③ 介護職員	利用者の日常生活上の介護支援を行います。	常勤で勤務
④ 看護職員	利用者の健康管理や療養上のお世話を行います。	常勤で勤務
⑤ 機能訓練指導員	利用者の機能訓練を担当します。	常勤で勤務
⑥ 栄養士	利用者の食事全般について、栄養バランスを考えます。	常勤で勤務

◇勤務時間は、職種により次の時間帯を交代勤務する方式となっています。

- * 早 番 7:00～16:00 * 夜 勤 0:00～ 9:00 * 日 勤 8:30～17:30
- * 遅 番 9:30～18:30 * 準夜勤 15:00～24:00

7. 当施設の利用料金

当施設の1ヵ月あたりの利用料金は、原則として次の(1)基本利用料と(2)当施設が提供するサービス利用料を合算した額となります。

お支払いは、指定金融機関口座からの自動引き落としとなります。

(1) 基本利用料

別表『料金表』のとおり、事務費・生活費・管理費を合算した額となります。

◇事務費とは、利用者の前年の収入によって負担額が決まっています。

◇生活費とは、居室の使用料、施設の提供する食事代等をいいます。

【利用料金の引落日】(請求は当月16日までにさせていただきます。)

当月利用分を当月16日に自動引落しいたします。

(2) 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して次のような2通りのサービスを提供します。

- ア、利用料金が、介護保険から給付されるサービス
 イ、利用料金を、利用者に全額負担していただくサービス

ア、のサービスの概要

種 類	内 容
食 事	利用者の状況に応じて、適切な食事介助を行うとともに、食事の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	入浴又は清拭を週 2 回は行います。一般浴槽、特殊浴槽をご用意し、用途に応じた入浴が可能です。
排 泄	排泄の自立を促すために、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。
健康管理	医師や看護職員が健康管理に万全を期します。
その他 自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容等について援助します。

《サービス利用料金》

- ◇ 1日当たりの利用料金は、別表『料金表』のとおりです。

法定代理受領サービスにおける利用者の要介護（要支援）度に応じた介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が利用者の自己負担額となります。

- ◇ 利用者がまだ要介護（要支援）認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護（要支援）の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

「償還払い」となる場合、利用者が介護保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ◇ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

【利用料金の引落日】（請求は翌月 16 日までにさせていただきます。）

当月利用分を翌月 16 日に自動引落しいたします。

イ、のサービス

次に記載するサービスは、介護保険の給付対象とならないため、全額利用者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金について》

種 類	内 容	利用料金の支払方法
レクリエーション等	参加は任意ですが、定期的に園行事を計画します。	要する費用を随時現金でお支払頂きます。
洗濯クリーニング	業者でのクリーニングも活用できます。	要する費用の実費を随時現金でお支払いいただきます。
理髪等のサービス	理髪店や美容店の出張サービスもあります。	要する費用の実費を随時現金でお支払頂きます。
日常生活等で必要となった諸経費	電気代、水道代、冬期暖房加算費用 等	当月要した費用の実費を翌月自動引落しいたします。

(3) 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「(介護予防) 特定施設サービス計画 (ケアプラン)」に定めます。

「(介護予防) 特定施設サービス計画 (ケアプラン)」の作成及びその変更は次の要領で行います。

- ① 当事業所の計画作成担当者 (ケアマネジャー) に (介護予防) 特定施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② 計画作成担当者 (ケアマネジャー) は、(介護予防) 特定施設サービス計画の原案について利用者及びその家族等 (以下、利用者等という。) に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ (介護予防) 特定施設サービス計画は、要介護 (要支援) 認定有効期間に 1 回、もしくは利用者等の要請に応じて、変更の必要性等について確認し、必要に応じて利用者等と協議のうえ、(介護予防) 特定施設サービス計画を変更します。
- ④ (介護予防) 特定施設サービス計画が変更された場合には、利用者等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

8. 協力医療機関等

医療機関名	財団法人江原積善会 積善病院 (精神科、神経科、内科、歯科)	電話番号 (0868)
住所	〒708-0883 津山市一方 140	22-3166

9. 緊急時の対応

サービス提供を行っている時に、心身状態の急変が生じた場合その他必要な場合、主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。また、火災等の災害時は、利用者の生命の安全を確保することを最優先の課題とし、あらゆる災害に対して安全対策を講じるものとします。

10. 苦情の受付

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、次の専用窓口で受付いたします。

- ◇ 苦情受付窓口（担当者）

【生活相談員】

- ◇ 受付時間等

毎週月曜日～金曜日の9：00～17：00の間とします。

- ◇ 苦情・ご意見箱もロビーに設置していますので、ご利用ください。

(2) 行政機関等の苦情受付窓口

津山市役所 高齢介護課	住所 電 話	〒708-8501 津山市山北520 (0868) 32-2070
岡山県 国民健康保険団体連合会	住所 電 話	〒708-0984 岡山市桑田町11-6 (086) 223-9101

11. 当施設を退所する場合（契約終了）

(1) 居室の明け渡し

オークパーク利用契約書第15条～第20条に定めるところにより、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくこととなりますが、契約終了日までに居室を明け渡さない場合は、契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる所定の料金を支払っていただくこととなります。

(2) 残置物等の引取り

オークパーク入居契約書第21条により取り扱います。

年 月 日

介護サービス等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウス オークパーク

【(介護予防) 特定施設入居者生活介護】

説明者： 職名

： 氏名 印

私は本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、介護サービス等の提供開始に同意しました。

利用者： 住所

： 氏名 印

同席者： 住所

： 氏名 印

(利用者との関係)